

## 小城郡合併協議会専門部会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、小城郡合併協議会幹事会設置要領第7条の規定に基づき、小城郡合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、小城郡合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に調査、調整等を行うものとする。

### (組織)

策3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

### (役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

### (役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

- 2 部会長は、部会の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

### (分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

### (報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	関係所管課長			
	小城町	三日月町	牛津町	芦刈町
総務部会	総務課長	総務課長	総務課長	総務課長
税務部会	税務課長	税務課長	税務財政課長	税務課長
教育部会	生涯学習課長	教育次長	生涯教育課長	教育次長
企画財政部会	財政課長	企画財政課長	きらめきまちづくり 推進室長	地域振興課長
住民部会	健康増進課長	住民課長	住民健康課長	住民環境課長
福祉部会	町民福祉課長	保健福祉課長	福祉課長	福祉課長
産業部会	商工観光課長	農林課長	産業経済課長	農業振興課長
建設部会	水道課長	建設課長	建設下水道課長	建設課長